

消防法第2条第9項に関する 昭和61年一部改正の意義

橋 本 雄太郎

1 はじめに

昭和61年に消防法（昭和23年7月24日公布、昭和23年8月1日施行）の一部改正がなされ、第2条第9項の「搬送すること」の後ろに、括弧書で「(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)」が加わった¹⁾。それは、まだ救急救命士制度（「救急救命士法」平成3年4月23日公布、平成3年8月15日施行²⁾）ができる5年前のことであった。現在では救急現場で当たり前のよう
に実施されている、救急救命士有資格者を含む救急隊員による応急処置も、この改正で初めて法律上位置付けられたのである。すなわち、救急業務は、この改正により、単なる搬送業務だけではなく、必要な応急処置を行うことを含むとされることになったのである。ここに、現在の救急活動の原点があり、様々の問題の根源があると見られ、それは病院前救護活動の将来像を考えていく上でも、欠かすことのできない法改正であったと捉えることができる。

何故なら、消防法第2条第9項は、救急業務の基本姿勢を示すもので、救急隊員にとっては「憲法」とも言い得ることのできる根本規範だからである。それ故、今後の救急業務を考えていく上でも指標となる条文なのである。また、これまで救急活動をめぐる裁判例や紛争例がそれほど多くなかったことから、法的紛争が生じた場合に、それに係わる法曹にとって、なじみの薄い

この分野の事案を考えていく上で、もっとも基本的な判断基底となる条文とも言い得る。

そこで、本稿では、この昭和61年消防法一部改正に経緯について検討を加えることにする。なお、オーラルヒストリーとして、筆者は、この法改正に直接携わられた、改正当時、消防庁救急救命室長を務められておられた篠田伸夫氏（元消防庁次長）にインタビューし、その貴重な記録を、プレホスピタル・ケア誌第28巻4号（通巻128号、平成27年）に掲載することができた。この一部改正を審議した第104回国会の会議録とともに、このオーラルヒストリーを参考にしながら、本稿ではその経緯を辿り、分析し、一部改正の意義を確認することとする。

2 昭和61年以前の救急業務に関する法制史³⁾

戦前の消防組織は警察制度の一部とされていた。我が国で消防機関として救急業務が開始されたのは昭和8年2月16日のことである。神奈川県警察部が横浜市の山下消防署に民間人から寄贈を受けたキャデラックを改造した救急車を配置したのが始まりである⁴⁾。その後、大都市の消防署に救急車は配備されていった。

戦後、消防組織法（昭和22年12月23日公布、昭和23年3月7日施行）により自治体消防制度が発足し、消防は警察組織から独立した。例えば、東京都特別区（23区）に関していえば、東京消防庁が救急業務を警視庁から引き継いだ⁵⁾。しかし、昭和23年公布・施行の消防法において、消防は火災の予防・消火・鎮圧を主たる業務として行う組織として考えられており、救急業務に関しては明確に規定されておらず、各地方公共団体の自主的の制度として行われていた。

この昭和23年当時は、消防組織法第1条の「被害の軽減」あるいは地方自治法第2条第3項第9号（平成11年の地方自治法一部改正で削除）の「病人、老衰者等を救助し、擁護し、若しくは看護すること」等の規定により、

地方公共団体に傷病者の救護をする一般的責務が存在することが認められていたことを根拠にして実施されていた。しかし、具体的な実施方法について規定した法律はなく、各地方公共団体が救急業務を開始するに当たっては、条例等で、各々がその実施方法、範囲等について規定していかざるを得ない状況にあった。そうした状況の中で、各地方公共団体は個別に救急業務を開始していったのである。ただし、戦後の混乱と人的・物的資源不足から、各地方公共団体において救急業務を直ちに実施できたわけではなかった。

例えば、東京消防庁は前述のとおり救急業務を粛々と実施していたが、救急業務に関する条例が制定されたのは昭和27年10月2日のことである（「消防関係救急業務に関する条例」。その後、東京都特別区に関しては、この条例が全面改正され、昭和48年3月21日に「救急業務に関する条例」が制定されている）。

そして、救急業務が消防組織の目的・本来業務と消防法上明確に規定されたのは、実に、平成21年の消防組織法第1条及び消防法第1条の一部改正により、「災害等により傷病者の搬送を適切に行い」という文言が追加された時であった、ということも確認しておかなければならない⁶⁾。

このように事実先行型で実施されてきた救急業務が法制化されたのは、交通事故等の急激な増加に伴い救急搬送の需要が高まってきたことにつれ、火災及び地震等の災害現場ではなく交通事故等における救急業務を消防が行うことに法律上疑義が生じたことを契機として、救急体制の全国的な整備を図る目的で、昭和38年4月15日に消防法の一部改正が行われ（昭和39年4月10日施行）、第2条に第9項が追加されることによってであった。ようやく、救急業務が横浜で開始されてから30年経って、国レベルの法律に基づく制度として消防法の中に組み入れられることになったのである⁷⁾。そして、この消防法一部改正において、「第7章の2 救急業務」を新設し、第35条に2に、救急業務を実施しなければならない市町村の範囲を定め特定の市町村が一定の水準で救急業務を実施すべきことを義務付けた（この規定は、平成15年削除）。この規定に続き、第35条の6（救急業務の要請等）、第35条の

7（協力要請等）、第35条の8（準用）、第35条の9（政令の委任）の各条文を設けた（これら第35条の2以下の規定は、平成21年消防法一部改正により、救急搬送に関する規定に改められており、現在は残っていない）。なお、この段階で全国214市町村が救急業務を実施していた。

消防による救急業務体制が法制化され、実施されることになったことは、救急業務が高度化に向かって発展する契機となった。ただ、この消防法一部改正により加えられた第2条9項では、救急隊の任務を搬送に限定し、しかもその対象を災害による事故とこれに準ずる屋外の事故及び公共事故としていた（ただし、消防法施行令第42条で例外的に屋内事故を加えていた）。すなわち、救急業務は、あくまで災害対策という消防業務に付随するものであって、急病者はその対象に入っておらず、搬送中の応急処置も規定されていなかった。しかし、実際の救急現場では単なる搬送業務にとどまらず、搬送中の応急処置を望む市民や現場隊員からの要請が次第に強くなっていったのである。そして、事実先行型として、市民の要望に応じて、屋内の急病者の搬送を実施するようになっていったのである。それが公的に可能になったのは、昭和53年7月1日の消防庁告示「救急隊員の行う応急処置等の基準」によってである⁸⁾。この告示は、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、その生命が危険であり、又はその症状が悪化されるおそれがある場合に、比較的簡単な処置で、複雑な検査や器具の操作を必要とすることなく成し得る応急処置が救急隊員に認められ、消防の救急業務とされることになった。この告示の内容が、その後、昭和61年消防法一部改正で、法律の中に取り込まれることになったのである。

3 なぜ昭和61年に消防法一部改正されたのか

昭和61年の消防法一部改正は、第104国会において、議員から提案されたものではなく、内閣が提出したものである⁹⁾。そこで、何故、自治省消防庁が改正案を提出することになったのか、その経緯と、その意義について、

前述のようにオーラルヒストリーとして、筆者が当時自治省消防庁救急救助室長として、立案に当たられた篠田伸夫氏にインタビューした記録を公にしているのも、それに基づいて明らかにしていきたい¹⁰⁾。

上述の通り、昭和53年に「救急隊員の行う応急処置等の基準」が出され、全国の救急隊員がこれに基づいて搬送途上における応急処置を始めていたことから、消防庁救急救助室の抱える未解決の課題の一つに、消防法第2条第9項の改正が上げられていた。しかし、歴代室長は、これに手を付けることなく、引き継ぎ事項として後継者に委ねていた。そのような消防庁の状況の中で、昭和61年に消防法一部改正へ突き動かしたものは、実は、篠田氏の個人的な体験によるところが大きい。それを明らかにしたのが、この篠田氏へのインタビューであった。自治省のキャリア官僚である篠田氏は昭和58年4月から消防庁震災対策指導室長に就任する昭和59年6月まで、消防大学校教務部長兼教授の職にあった。そこで、全国から集まった将来の各消防本部の幹部たちと消防大学校在校中は全寮制であることから毎晩のように忌憚なく触れ合う機会を得ていた。そこでは、消防人としての使命感にあふれ、熱心に語る姿を見ることができたという。そして、その語り合いの中で、一生懸命傷病者のために応急処置を実施したところ、肋骨を亀裂骨折させてしまった、とか、何か損傷を与えてしまった時に、訴訟になった際に勝てるのか、救急隊員の個人責任になってしまうのではないか、という不安の声を耳にしていた。そのことが強く記憶に残っていたそうである。そこで、消防法第2条第9項を所管する救急救助室長に昭和60年5月に就任すると、救急隊員が搬送途上に応急処置をすることについて法律上の根拠を設け、救急隊員が安心して応急処置を実施するようにしよう¹¹⁾と決意して、法改正に着手することにしたという。すなわち、救急隊員の実施する応急処置に根拠条文を設けることによって、仮に救急業務遂行中に傷病者に不注意で損害を与えた場合に、救急隊員の個人責任としてではなく、国家賠償法が適用されることを可能にすることができるのであった。この救急隊員の実施する応急処置の根拠条文を設けたことが現場救急活動に与えた影響及びその意義は、非常に大

きいと評価される。

この一部改正の中で最も気になる点は、昭和53年に出された基準の表現が「応急処置」だったにも拘わらず、昭和61年消防法一部改正で第2条第9項に加えられた文言が「応急の手当」だったことである。医師法第17条「医師でなければ、医業をしてはならない。」という条文と関連するセンシティブな問題である。篠田氏は、法令検討の第一歩として、消防法の一部改正について、厚生省医政局指導課（当時）に相談に向いて打診したところ、日本医師会の了解が得られるなら、問題ないという返答を得た。ということは、日本医師会から了解を得ることは非常に難しい、ということを経験していると感じた篠田氏は、日本医師会の法制担当理事のところに向いた。すると、「処置」という言葉は医師が専属で使える言葉で、消防が勝手に用いる言葉ではない、と、医師法第17条の壁を持ち出された。そこで、そのままでは引き下がるわけにいかないの、「処置」という言葉さえ用いなければ、道は開けると考え、関連する法律の文言を徹底的に調べることにしたそうである。その結果、看護師等の法律を定めた法律の中で「臨時応急の手当」（現保健師助産師看護師法第37条）という言葉があることを発見して、臨時という言葉を用いて「応急の手当」という言葉を思いついたということである。そして、改めて、日本医師会の法制担当理事のところに向いたところ、「応急の手当」という表現にすることで了解が得られ、その後、日本医師会の理事会の審議を経て「応急の手当」という文言なら、法的性質として「医療行為」を意味しないから問題ないということになり、厚生省との協議も成立し、条文として固まったということであった。まさに、立法秘話である。なお、この救急隊員が傷病者に実施する行為の性質は医療行為ではないという理解をめぐっては、平成3年の救急救命士法制定過程でも国会で議論され、宿題として棚上げされたまま、今日に至っているのである¹¹⁾。

この改正の大きな意義の一つに、「傷病者」を救急搬送の対象にしたことが上げられる。この点について篠田氏は、次のように語っている。昭和38年の消防法一部改正は、モータリゼーションの発展によって発生してきた自

動車事故による出血多量の負傷者を前提に議論されており、急病人を搬送するという発想がなかった。しかし、救急車が実際にはどのように利用されているかという統計資料を見ると、自動車事故によるものよりも、屋内の急病の場合が多いことが明らかであった。そこで、今までの条文のまま、それが解釈可能かという議論になって、条文の整理が必要だということになり、「傷病者」を加えることにしたのだそうである。

このような、所管部署において、現場のことを考える熱意あるキャリア官僚の取組により、消防法一部改正案が国会に上程される運びとなったのである。

4 衆参両院地方行政委員会における審議経過

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）は、昭和61年3月20日、参議院先議で、第104国会参議院地方行政委員会に提出され、審査が始まった¹²⁾。ただ、参議院地方行政委員会では、後述するように委員会での質疑が低調なものにとどまり実質的な審査に至らなかったため、参議院での審議経過は簡潔に触れるだけに留め、実質的な本格的な審議を行った衆議院地方行政委員会の審議過程を論じる際に、提案理由と趣旨説明等は紹介することにする。

委員会では、小沢一郎自治大臣から趣旨説明がなされた後、質疑に入った。上野雄文委員から、いわゆる「たらいまわし事案」についての質問が出され、関根政府委員から、「必要なのが消防と医療サイド、省としては厚生省だと思いますが、そこの間の連携を十分とっていく、そういうことが必要でございます。」という答弁がなされた。肝心の消防法第2条第9項に関する改正案については、中野明委員から、救急車の出動回数と軽傷事案の割合に関する質問が出され、適正利用に関する議論がなされたにとどまり、実質的な審査には至らなかった。増岡康治委員長から討論の終結が宣言され、賛成多数で原案通り可決した。

ただし、その際、自由民主党以下5党から付帯決議を付けるべしという動

議が提出され、

「救急業務については、救急医療における医師の受信応待について更に整備を図るとともに、救急自動車への医師の添乗について検討努力する等救急医療体制の充実強化を図ること。

救急業務の実施体制を整備するため、財政措置について配慮すること。」という付帯決議が、全会一致によって付けられることになった。

昭和61年3月24日参議院本会議において、増岡委員長報告（付帯決議付き）通り、可決され、法案は衆議院に送付された¹³⁾。

昭和61年3月27日に、第104国会衆議院地方行政委員会に参議院から送付された法案が提出され、審議が開始された¹⁴⁾。冒頭、小沢自治大臣から、提案理由とその要旨について説明がなされた。すなわち、「住民生活の安全を確保するため、救急業務の対象となる傷病者の範囲及び応急の手当て、消防が行う人命の救助に係る活動の基準・・・に関し所要の改正を行うものがあります。・・・近年、救急業務の対象は、災害や事故による傷病者のみならず、急病人も大きな割合を占めてきていること等をかんがみ、その対象に、生命に危険等のある急病人で医療機関等に迅速に搬送する手段のない者を加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において応急の手当てを行うことを含むものとしたしております。」と提案理由と要旨を簡潔に述べている。そして、地方行政委員会委員と、政府委員である関根則之消防庁長官（当時）との間で質疑が開始された。

いわゆる「たらいまわし」事案とそれに端を発した医療機関との連携の問題、救急需要対策、腎臓移植等臓器移植に際して消防も積極的に協力していく等の質疑が交わされた後、改正内容の具体的な内容の審議に入った。

宮崎角治委員から「政令で定めるもの」の中身について、「生命に危険のある急病人で他に搬送手段のない者を加える」ということであるが、その具体的な内容についての質問が出された。それに対する関根政府委員の答弁は以下のようなものであった。「2条の9項の規定を改正させていただきまして、救急業務の対象範囲を拡大するといえますか法文上拡大をしていきたいと考

えております。その具体的な内容は政令をもって規定することになるのでございますが、・・家庭内・・等・・屋内におきまして発生いたしました急病人、急に腹が痛くなったとか頭が痛くなったとかあるいは血圧が上がったり下がったりする、そういった症状を呈します急病人を考えております。ただ、急病人もすべての急病人ということまで広げるわけではございません…書き方といたしましては、例えば放置をいたしますと生命に危険が及ぶとかあるいは症状が著しく悪化してしまう、そういう場合は搬送対象にしますよ、こういった書き方になろうかと思えます。いずれにいたしましても、従来法文上は対象になっておりませんでした家庭内あるいは職場内における急病人というものを考えていきたいと思えます。」と。さらに、宮崎委員との質疑が続き、「生命に危険のある急病人」を誰が判断するのか、という質問に対して、関根政府委員は、「本当にそれを必要とする人たちが有効に使えるような形で使っていただきたい、そういう観点が一方にあるわけでございます。・・・そこで問題は、生命に危険があるのかどうか、あるいは悪化するおそれがあるのかどうか、これを誰が判断するのかということでございますが、現場に参りました救急隊が判断する以外にないというふうに考えております。」と答弁している。

現在の消防法施行令第42条の「生命に危険」がある急病人について議論されており、関根政府委員とのやり取りの中で、「軽症傷病者」の取り扱い、重症度緊急度の判断を誰がするのかという、現在でいう「トリアージ」、緊急度重症度判定の問題について相当突っ込んだ議論がなされていることは興味深い。

さらに、宮崎委員は、「こういった規定をおきますと救急車の利用の前提から見まして運用が狭められていく、そういうふうにならないのか」という懸念を示した。現在の家庭内トリアージを進めていく上での課題と同じことが、このころすでに論じられているのも興味深い。関根委員は次のように答弁している。「今回の改正につきまして消防の救急隊の活動範囲を狭めようという考えはまったくございません。・・・今までの法制上、家庭内あるい

は職場内で発生をいたしました急病人を運ぶということが法律の対象になっていなかったわけでございます。・・・それが実は法制上の実態であったわけです。それをこの際きちっと法律で定める救急活動の搬送対象にそういう急病人を入れますよということで明確にしてやった。これは救急隊員の士気にも関係することでございます。・・・そういう意味におきましては法制上は大変拡大をしたということになると思えますけれども、実態面では既にそういう急病人も運んでおりますので実態を変えるものではないというふうに考えております。」と。

さらに、宮崎委員から、転院搬送、ドクターカーやドクターヘリコプター導入について言及されたのち、「応急の手当」が規定されたことに関して質問が出された。これについて関根政府委員は次のように答弁している。「これは従来から応急処置はやってまいりましたけれども、どうも必ずしも根拠が明確でない。・・・この問題につきましては、医師法との兼ね合いで救急隊員が応急処置なり応急の手当てをやることは適法になるのかといったような、むしろ疑問を持たれたというようなことがあったわけでございます。こういうことは士気に影響をいたしますので、この際明確に規定をさせて頂きたいということでお願いをいたしております。

そこで、言葉の問題でございますが、私どもはできるだけ幅広く規定をお願いしたいという意味も込めまして「応急の手当」という言葉にしたわけです。処置という概念よりもやや漠といたしますけれど、範囲としては広い概念ではなかろうかと理解をしております。ただ問題は、それではすぐに応急手当ての範囲を具体的にどんどん広げていくかということでございますが、これは隊員の訓練の問題もありますし、お医者さんとの兼ね合いの問題もあるわけでございますから、現状程度の手当て、そういうものを充実していくことではなかろうかと考えます。」と。

ここでは、関根消防庁長官は、医師会との関係、及び、処置範囲拡大の問題をあえて持ち出すことを避けている。

宮崎委員との質疑は、要旨このような内容で終了し、次に、岡田正勝委員

との質疑に入った。岡田委員の質問の要旨は、「一定の要件に該当する急病人を搬送に加えるとしたが、具体的にはどういう場合を指すのか」ということと、救急隊員が現場に行ってみて緊急性も悪化のおそれもない判断してそのまま置いてきた、あるいは搬送を拒否されておいてきた場合に、救急車が引き上げた後にぱたっと倒れて死んだというときに、救急隊員の直接の責任になるのか、というものであった。それに対する関根政府委員の答弁は次のようなものであった。一定の要件というのは「他に搬送の手段をもっていないということ・・・そのまま放置を致しますと生命に危険を及ぼすとかあるいはそこまでいなくても病状が著しく悪化するおそれがあるとか、そういういわば緊急性、重大性といえますか、そういうものを持っている場合には搬送対象にしたい、こういうふうに考えております。・・・(委員ご指摘の事案は)極めて例外的な場合であると考えております。・・・私どもといたしましては、そういうことのないように十分救急隊員の教育等もしっかりやっていきたいというふうに考えております。・・・観察能力についての教育も必要でございますし、と同時に、現場での適切な運用をするようにやはり運用面での職員の教育も必要であろうというふうに考えているところでございます。」と。岡田委員指摘の問題は、現在でも、現場救急隊員が最も悩んでいるところであり、筆者自身、救急隊員対象の講義・講演・セミナー等で毎回受講生から出される質問の一つである。

このような質疑が委員と政府委員との間でなされた後、福島譲二委員長から、討論は終局した旨の宣言がなされ、採決に入り、起立多数により、本案は内閣提出の原案通り可決された。

参議院で付けられた付帯決議も、参議院と全く同じものが、起立総員によって付けられることになった。

昭和61年3月28日衆議院本会議において、福島委員長報告(付帯決議付き)昭和通り、可決され、法案は成立することになった¹⁵⁾。

5 昭和61年消防法一部改正の意義

昭和8年に消防機関として救急業務が開始されて以来、縦割り行政の中、事実先行型で発展し実施されてきた救急活動が、昭和38年の消防法一部改正により、第2条第9項が搬送業務として加えられ、法律上の根拠を持った業務と位置付けられた意義は大きい。さらに、昭和61年の消防法一部改正により、実態に即して、第2条第9項の搬送対象者を屋内の急病人に拡大し、さらに、法律上は医療機関に搬送することが主であった救急活動を、医療機関到着までの間に「応急手当」ができるように法的に位置付けた。そのことは、その後の現在まで続く救急活動における処置範囲の拡大の動きを考えると、病院前救護にまつわる法制度の中では一番大きなターニングポイントとなる改正であったと評価できる。平成3年に救急救命士法が制定され、一層の救急活動の高度化が図られていった動きは、昭和61年消防法一部改正によって第2条第9項に「応急の手当」が加えられた延長線上に出てきたものと評価することができる。筆者は、救急救命士制度も、この昭和61年消防法一部改正がなければ、存在しえなかったものとする。それほど消防の救急業務に関しては、肝になる、重要な法改正であったと位置付けられる。

また、昭和61年消防法一部改正の議事録は勿論、昭和38年消防法一部改正の議事録を読むと、今に繋がる問題について、本質的で相当深い議論がなされている。そこでの議論は、未だに解決されずに課題として積み残されており、今後、さらに検討を加えていく必要があるものとする。

消防法第2条第9項に関する昭和61年一部改正の意義

註

- 1) 現行の消防法第2条第9項の規定は、

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所への緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

である。

- 2) この法律の施行に伴い、平成3年8月19日、東京都台東区上野に設立された救急振興財団「救急救命中央研修所」(平成5年10月からは東京都八王子市南大沢に、東京研修所と改称され移転、現在に至っている)に都道府県から選抜された60名の各地域の消防官が第1期生として集められ、救急救命士養成が始まった。また、救急救命士養成所施行規則（平成3年8月14日文部省・厚生省令第2号）により、各地の消防本部や規模の大きな都市において、指定された救急救命士養成所施設でも開始されることになった。さらに、民間養成校も指定されることとなった。そして、平成4年4月19日第1回救急救命士試験が実施され、同年5月22日に合格発表があり、我が国初の救急救命士が誕生した。
- 3) 拙著『病院前救護をめぐる法律問題』(平成18年、東京法令出版) 15頁以下、拙著『救急活動をめぐる喫緊の法律問題』(平成26年、東京法令出版) 1頁以下、宇都木伸「医療と法との対話⑨ 救急医療」法学教室137号（平成4年）66-67頁、井田三郎『救急救命士への長い道』(平成16年、近代消防社) 2頁以下等参照。
- 4) 昭和7年3月に日本赤十字社大阪支部で救急車を配備したのが、日本で救急車を導入した最初であった。消防機関で初めて救急業務を開始したのは昭和8年である。警視庁消防部が救急車を配置して救急業務を開始したのは昭和11年1月である。
- 5) 消防に関して、東京都多摩地区は、稲城市を除く各市町村からの委託を受けて、東京消防庁が業務を遂行している。島嶼部は別個運営されている。
- 6) 総務省消防庁『平成22年度 救急業務高度化推進検討会報告書』(平成22年)、君塚明広「法令解説 消防と医療の連携を促進」(平成22年、『時の法令』) 1845号34-44頁、開出英之「救急業務を取り巻く環境について」(平成22年、『消防研修』) 87号1-3頁、拙稿「救急活動の直面する法律問題」(平成22年、『消防研修』) 87号79-93頁等参照。

ちなみに、この時の一部改正の主な点は、迅速・的確な救急搬送実施に関する消防法第35条の5以下の改正にあった。

- 7) 第43回国会衆議院地方行政委員会議事録第6号（昭和38年2月14日）4頁以下、

同議事録第12号14頁以下、(昭和38年3月1日)、第43回国会参議院地方行政委員会議事録第11号7頁以下(昭和38年3月7日)、同議事録第12号7頁以下(昭和38年3月12日)によれば、救急業務が交通事故の増加につれて必要性が増していること、警察ではなく消防で担うべき業務であること、法制化が必要なこと、市町村の責任において実施すべきこと、ただし、小さな町村では財政的機能的に厳しいこと等が、政府委員である消防庁長官らとの間で議論されている。このような議論の下に法制化が図られることになったが、当時の441消防本部のうち、人口10万人以上程度の所から救急業務を整備していく方向で、法制化が図られた。

- 8) この告示の背景になった事情を考察するものとして「特集 救急医療」ジュリスト641号(昭和52年)17-63頁。
この告示に伴い、昭和53年11月1日消防法施行令の一部を改正する政令(政令第363号)が公布され、救急隊員の編成に当たって、救急隊員には資格要件を満たす者をもって充てなければならぬとされ、その資格要件が定められた。
- 9) 第104回国会衆議院地方行政委員会議事録第7号(昭和61年3月27日)1頁。
- 10) 「短期連続インタビュー第2回 昭和61年の消防法改正の経緯 現場から見えてくる救急の将来像」プレホスピタル・ケア第28巻第4号(通関128号、平成25年)4-7頁参照。
- 11) 法令解説資料総覧121号(平成3年)4-10頁は、救急救命士法に関する各院社会労働委員会の議事内容を簡潔に紹介している。
- 12) 第104回国会参議院地方行政委員会会議録第3号1-11頁。
消防組織法の一部を改正する法律案が同時に提出されているのは、これも当時の救急救助室の所管事項であった、現在の国際緊急援助隊の前身である国際消防援助隊を立ち上げるために関係法令を整備するためのものであった。これも、当時の篠田室長に昭和60年9月のメキシコシティで発生した大地震に際して医療チームを率いて現場に行った山本保博(現日本医科大学名誉教授)からの要望を受けて、諸外国に比して立ち遅れていた我が国の国際緊急援助に関する仕組みの立法化を図ったものである。
- 13) 第104回国会参議院会議録第7号156-157頁。
- 14) 第104回国会衆議院地方行政委員会会議録第7号1-19頁。
- 15) 第104回国会衆議院会議録第15号511-512頁。